

ご教示していただくにあたって

- 質問によっては「その他」という選択肢がありますが、この選択肢をお選びになる場合には、具体的な内容についてご教示ください。
- なお、このアンケート票に関してご質問等がございましたら、上記の金谷研究室の鈴鹿まで、お電話・FAX または E-Mail にてご連絡いただきますようお願い致します。
- 関連する資料がございます場合、添付いただけると幸いです。

ご教示いただきます貴方様の

お名前	()
所在地	()
ご担当部署	()
お電話	()
FAX	()
メールアドレス	()

参考：近畿圏で産廃税条例を施行している都道府県の施行期日・税の方式について

	施行期日	税の方式
三重県	平成 14 年 4 月 1 日	事業者申告納付方式
滋賀県	平成 16 年 1 月 1 日	事業者申告納付方式
奈良県	平成 16 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収方式
京都府	平成 17 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収方式

1 産業廃棄物の受入量について

問1 現在、近畿圏では三重県・滋賀県・奈良県・京都府の4県で産業廃棄物税が導入されています。産廃税導入後に貴社の中間処理施設が受け入れた産業廃棄物の中間処理量（受入総量・県内からの受入量・県外からの受入量）の増減について、項目ごとに表1の当てはまる回答一つに○をつけてください。

表1. 産廃税導入後の産業廃棄物の中間処理量の増減について

	中間処理量(受入量)														
	総量					県内から					県外から				
	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
解答例		○					○						○		
回答欄															

問2 問1と同様に貴社の中間処理施設が受け入れた産業廃棄物の減量化率・再生利用率・処理残渣率の増減について、項目ごとに表2の当てはまる回答一つに○をつけてください。

表2. 産廃税導入後の産業廃棄物の減量化率・再生利用率・処理残渣率の増減について

	減量化率					再生利用率					処理残渣率				
	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
解答例	○						○							○	
回答欄															

2 税の転嫁について

奈良県・京都府に所在する中間処理業者にお尋ねします。奈良県・京都府では最終処分業者特別徴収方式を採用しており、図 1 の通り処理料金に税を上乗せして排出事業者から税を徴収し、最終処分業者に徴収した税が渡ることが想定されています。以下の問 1～問 3 にお答えください。

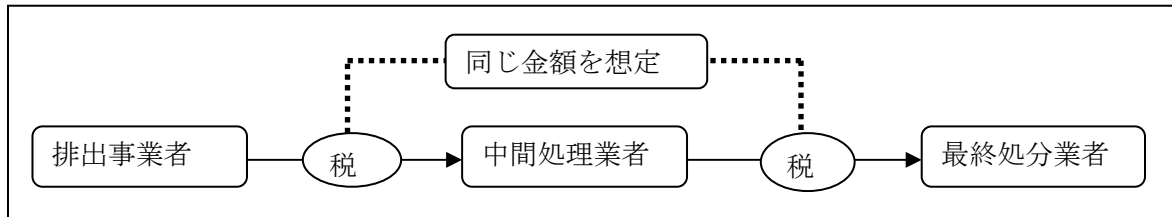


図 1.最終処分業者特別徴収方式における税の流れ

問1 奈良県・京都府で最終処分をする場合、最終処分業者にどの程度、税を支払っていますか。当てはまる回答一つに () 内に○をつけてください。

- () ①処理料金とは別に、税を全額支払っている
- () ②処理料金とは別に、税を 7～9 割程度支払っている
- () ③処理料金とは別に、税を 4～6 割程度支払っている
- () ④処理料金とは別に、税を 1～3 割程度支払っている
- () ⑤処理料金とは別に、税の支払いはしていない
- () ⑥わからない
- () ⑦その他 ()

問2 最終処分業者に対して支払った税に対して、排出事業者からどの程度、税をもらっていますか。当てはまる回答一つに () 内に○をつけてください。

- () ①処理料金とは別に、税を全額もらっている
- () ②処理料金とは別に、税を 7～9 割程度もらっている
- () ③処理料金とは別に、税を 4～6 割程度もらっている
- () ④処理料金とは別に、税を 1～3 割程度もらっている
- () ⑤処理料金とは別に、税はもらっていない
- () ⑥わからない
- () ⑦その他 ()

問3 問2で①以外に○をつけた中間処理業者にお尋ねします。排出事業者から税を全額も
らえていない理由は何ですか。当てはまる回答一つに()内に○をつけてください。

- () ①税制の周知や普及啓発が徹底されていないため
- () ②税の転嫁によって、顧客（排出事業者）を失うおそれがあるため
- () ③その他→具体的にご回答ください

問4 三重県・滋賀県に所在する中間処理業者にお尋ねします。三重県・滋賀県では、事業
者申告納付方式を採用していることから、排出事業者が直接税をおさめることになっ
ていますが、産廃税導入後に排出事業者から処理料金を安くして欲しいといった依頼
等はありませんでしたか。当てはまる回答一つに()内に○をつけてください。

- () ①処理料金に関する依頼等があった
- () ②処理料金に関する依頼等は特になかった
- () ③その他→具体的にご回答ください

3 税収の使途について

現在、中間処理業者が対象となっている産業廃棄物税収の使途事業は、各県で以下の表 3 に示すように定められています。これら各県の税収使途に対して、以下の各問にご回答ください。

表 3. 主に処理業者が対象となっている税収の使途事業について

	主に処理業者が対象となっている事業	事業内容
三重県	—	—
滋賀県	①循環資源活用施設整備支援事業	県内の廃棄物処理事業者が、産業廃棄物を循環資源として活用するための施設設備の整備に対し、経費面で支援を行う。
	②廃棄物の資源化仲人事業	事業者による廃棄物等の減量化・資源化の取組を支援するため、関連情報をウェブサイトで提供する。
奈良県	①優良処理事業者育成事業	優良処理事業者育成のための研修
	②建設系産業廃棄物適正処理推進事業	建設・解体業者に対して適正処理・再資源化を促す講習会の開催(業界団体への委託)
京都府	①産業廃棄物減量リサイクル情報データベース化事業	京都府内の産業廃棄物処分業者(約 150 業者)に関するデータベースの構築及び情報発信
	②研修事業	処理業者等を対象にした研修会への支援等

問1 各県が産業廃棄物税の使途として掲げる使途事業の内容等についてご存知ですか。当てはまる回答一つに () 内に○をつけてください。

- () ①詳しく知っている
 () ②詳しくは知らないが、少しは知っている
 () ③全く知らない

問2 表 3 に示す処理業者が対象となっている税収の使途事業の中で、貴社が利用したいと思う事業はありますか。ある場合は事業名をご教示ください。

- () ①ある→(事業名: _____)
 () ②ない

問3 税収の使途に関してご意見・ご要望等がございましたらご自由にご回答ください。

4 産業廃棄物税の徴収方法について

問1 現在採用されている徴収方法は図2の4つが挙げられます。この4つの方式の中で最も適切だと考える徴収方法に（ ）内に○をつけてください。

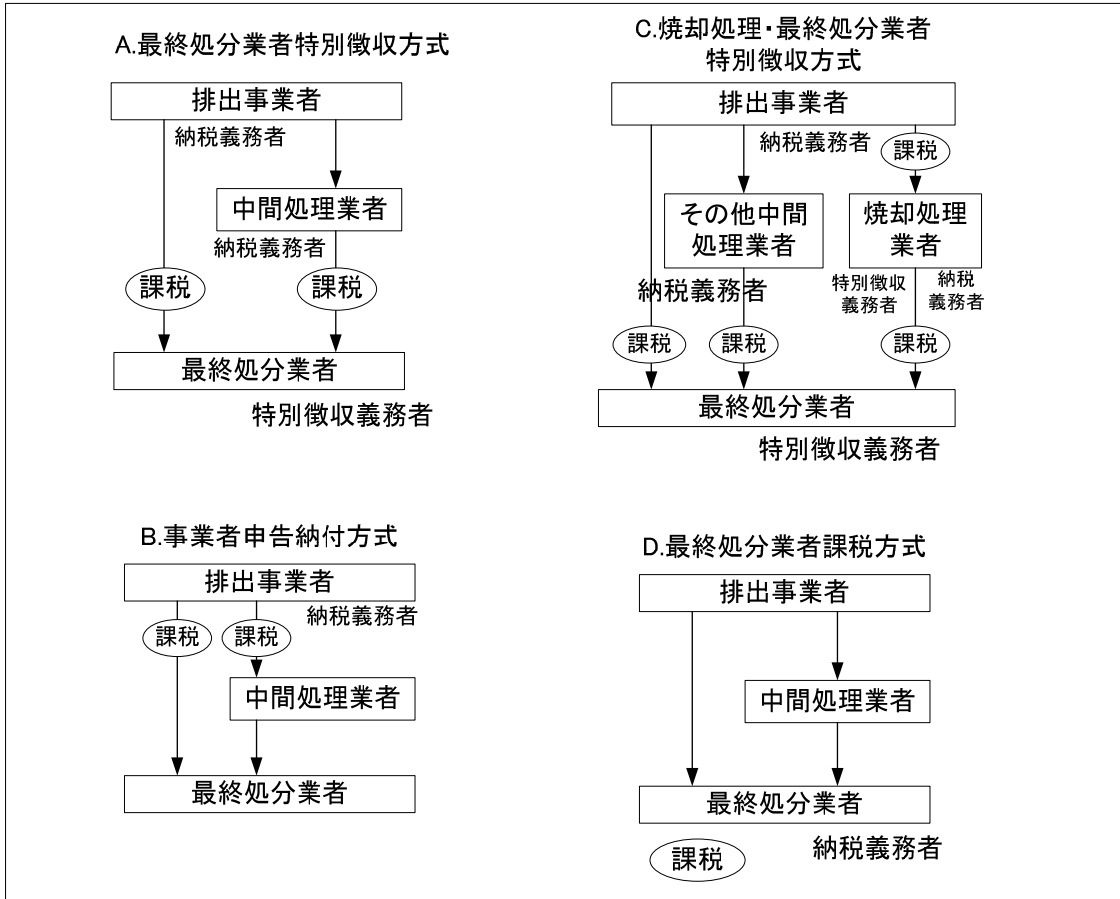


図2 産廃税条例の方式について

- () ①A.最終処分業者特別徴収方式 (奈良・京都など19の都道府県)
- () ②B.事業者申告納付方式 (三重・滋賀)
- () ③C.焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 (鹿児島・沖縄を除いた九州地方)
- () ④D.最終処分業者課税方式 (北九州市)
- () ⑤わからない

問2 問1で選らんだ方式が最も適切であるとする理由があればご教示ください。

5 産廃税条例に関する意見・要望等について

産廃税条例に関してご意見・ご要望等がございましたらご自由にご回答ください。